

# 事務所通信

## 北村聡税理士事務所

〒340-0012 埼玉県草加市神明2-7-14 B棟102

TEL: 048-922-5026

mail: info@sk-tax.com

URL: <http://www.sk-tax.com/>

### 今月のことば

樂をすることなど  
考えていては  
到底、勝ち組にはなれない

永守重信  
(日本電産社長)

- 経営 金融機関が決算書や経営計画に求めるものは? 2
- 労務 労務トラブル防止のための基礎知識② 残業・割増賃金とは? 4
- 税務 フル勤務でない家族役員・家族社員の給与に注意! 6
- コラム 東京スカイツリー 4つの挑戦 8

表紙 東京スカイツリーがオープン

東京スカイツリーの開業(5月22日)によって、年間来場者数は2,500万人、経済効果は880億円、隣接する大型商業施設を含め4,000人の雇用創出が見込まれる。

5  
2012



# 金融機関が決算書や経営計画に求めるものは？

金融機関が、中小企業への融資や貸付条件の変更等を行う際、提出される決算書や経営計画に何を求めているのでしょうか。ある金融機関の融資担当部門に、その本音を聞いてみました。

## 決算書では、資産の実態、 本当の価値を確認する

**Q1** 融資判断にあたって、企業をどのように評価しているのでしょうか。

**A1** 融資判断の基本として、その企業の格付（自己査定）を行っています。まず、お客様から提出していただいた決算書の数値に基づいて評価する定量的分析を行います。

この定量的分析をベースにして定性的分析を加味します。定性的分析では、定量的分析には表れていない、その企業の強みとして将来的に定量的要因が改善される要因を評価します。

以上の分析方法は、金融庁の「金融検査マニュアル」に基づいています。

### ●定量的分析項目、定性的分析項目の一例

#### 【定量的分析項目】

- 流動比率
- 自己資本比率
- ギアリング比率(有利子負債÷自己資本)
- 売上高
- 債務償還年数
- 固定比率
- 総資産経常利益率
- キャッシュフロー額 等々

#### 【定性的分析項目】

- 技術力
- 経営基盤
- 親会社の存在
- 営業力・販売力
- 経営者の個人資産
- 経営者の資質 等々

**Q2** 決算書については、具体的にどのような点を見ているのでしょうか。

**A2** 金融機関の自己査定の中で、決算書の数値が正しいかどうかを確認していきます。

例えば、資本金や借入金、売掛金などの本

当の価値はいくらなのか、不良債権が含まれていないかなどを確認します。

このような不良資産の有無のチェックが、一番大きな作業になります。要するに、債務超過の有無を確認しています。

特に増減の激しい項目については、その理由をお聞きします。未払金や仮払金は、特に注意しています。

### ●金融機関による資産評価の一例

#### ①売掛金の例

売掛金の回転期間が同業種平均と比べて異様に長いような場合、実際には回収できない債権が含まれているのではないかと疑います。経営者に理由をお聞きした結果、資産性なしと判断することもあります。

#### ②土地・建物などの固定資産の例

固定資産は、必ず時価評価します。また、減価償却がされていない資産は、償却し直して、償却分は収益からマイナスします。

#### ③仮払金

仮払金は、その内容を確認し、将来的に会社に返ってくるものでなければ、資産価値はないと判断することもあります。



決算書と翌月の試算表を比較すると、整合性が合わない項目が見つかります。よく調べてみると、実際は不良資産だったりします。

また、勘定科目内訳書を3期分比較して、同じ数値が並ぶ項目があると、不良資産の可能性を疑います。

## 積極的に情報を開示してほしい

**Q3** 現在のような、どの企業も売上が厳しい環境では、売上については、どのような見方をされているのでしょうか。

**A3** 売上減少の理由が、単価の下落なのか、数量の減少なのか、あるいはその両方なのかを、経営者にお聞きします。

本来は、こちらからお尋ねする前に、経営者のほうから積極的に説明してほしいのです。しかし、それがなかなかできない経営者が少なくないのが実情です。

経営者自らが、売上減少の要因とその対策をきちんと説明できる企業は、経営数値が改善されてくることが多いようです。

**Q4** 企業から提出された経営計画について、どこを、どう見ているのでしょうか。

**A4** 企業格付、定量的な目線でいえば、売上、利益から生み出されるキャッシュフローで10年以内に借入金が返済できるか、それが予想の貸借対照表・損益計算書に反映されているかといった点を見ています。

売上については、数量と単価のどちらを改善の柱に持っていくのか、それが市場性に照らして妥当なのかどうかを確認します。

**Q5** 経営計画に求めているのは何でしょうか。

**A5** 最初から「とりあえず数字を並べただけ」というような計画を提出されると、金融



機関としても非常に困るわけです。

返済に必要となる利益やキャッシュフローを生み出すためには、現在の利益率では、どれだけ売上が必要になるのか、そのために打つべき対策は何かを積み上げた計画を求めています。

計画内容そのものに実現性があることが大前提ですが、経営計画の実現に向かって経営者と従業員にやる気と覚悟があることも重要です。私どもは、経営計画を「この計画でやります」という経営者の宣言だと考えています。その宣言を受けて、金融機関は、融資や条件変更をさせていただくわけです。

## 月次の数値に興味を持ち原因分析を！

**Q6** 金融機関としては、どのように経営支援をしていくのですか。

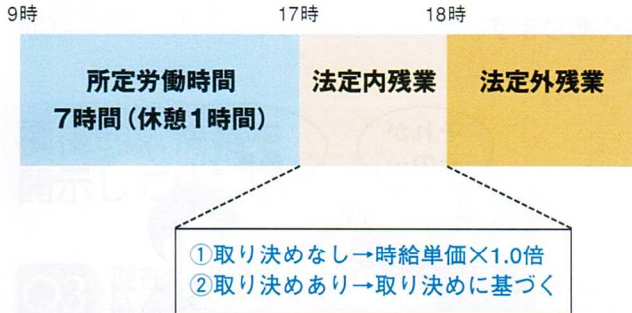
**A6** 経営者には、毎月の経営の結果を見返して、それが予定通りでなければ、なぜそうなったのかを分析し、その対策を実行していただくとともに、その内容を金融機関に報告してほしいと思います。その報告をもとに、金融機関からも助言させていただくこともあります。これをモニタリングと呼んでいます。

経営者の皆様には、月次ベースで自社のことに興味を持ち、実績に対して、原因分析をして、その対策も含めて金融機関にしっかりと伝えてください。

らかじめ取り決めておきます。

また、取り決めがない場合は、時給単価×1.0(等倍)で計算します。

図3 法定内残業の割増賃金の考え方



## 2 深夜労働には深夜割増が必要なの？

上野課長：夜10時以降に勤務していた社員から「深夜残業分の賃金上乘せがない」と言われたのですが……。

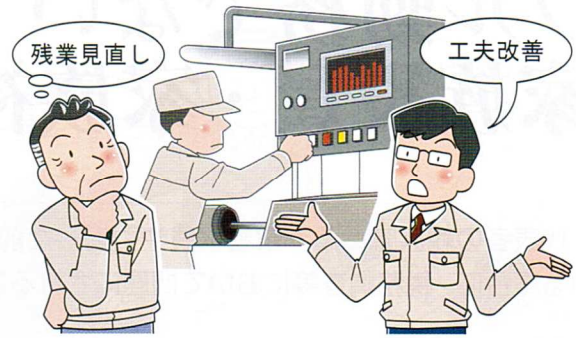
品川社長：残業代は、25%割増で払っているじゃないか？

上野課長：法定外残業分の25%割増分は払っていますが、さらに上乘せして払ってほしいということです。

品川社長：どういうことだ???

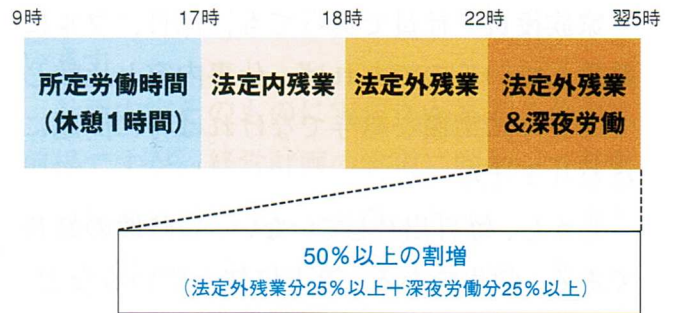
### 解説 深夜労働の割増賃金

深夜労働とは、22時から翌朝5時までの間の労働をいいます。この時間帯の労働時間については、所定労働時間であるか否かにかかわらず、深夜割増として25%以上の割増賃金を支払うことになります。



法定外残業が深夜労働となった場合には、法定外残業の25%以上の割増に、さらに深夜労働分の割増25%以上を加算し、50%以上の割増賃金を支払うことになります。

図4 深夜労働の割増賃金の考え方



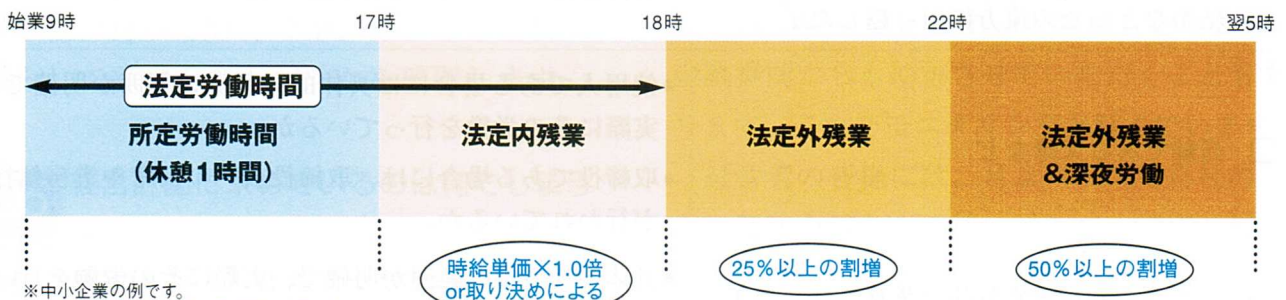
品川社長：しかし、この不景気に、これ以上残業代が増えるのは厳しいな……。

上野課長：本当に必要な残業なのか、業務内容や作業工程を見直して、残業そのものを減らさないといけませんね。

品川社長：今まで、「忙しい」というだけで、残業は当たり前と考えていたが、改善に取り組んでいこう。

上野課長：部門長と相談して、作業工程などの工夫改善などで、もっと効率化できないか、よく話し合ってみます。

図5 まとめ：残業時間と割増賃金の考え方(品川工業の例)



※中小企業の例です。  
※時間外労働のうち月間45時間超の部分には、これと異なる場合があります。

# フル勤務でない 家族役員・家族社員の給与に注意！

代表者の親族である非常勤役員や引退した前オーナー経営者などに、役員報酬や給与などを支払っている場合に、税務調査等において問題にされることがよくあります。

## 1. 税務調査等で問題となる例

中小企業では、家族や親戚を役員や社員にしている例がよくあります（以下、家族役員・社員という）。

家族役員・社員であっても、毎日、フルに勤務しているのであれば、仕事内容と比較してあまりに高額な給与でなければ特に問題にはなりません。

しかし、毎日出社していない、短時間の勤務である、学生である、遠方に住んでいるなど、フルに勤務していない家族役員・社員に役員報酬や給与などを支払っている場合、税務調査では、勤務実態に支給金額が見合っているかどうか問題とされます。（図表1参照）



## 2. 勤務実態を明確にしておきましょう

家族役員・社員については、勤務実態がいまいであると、支払った役員報酬や給与が「不相当等に高額である」と見なされるおそれがあります。この場合、「不相当に高額である」部分について損金は、（経費）として認められません。

中小企業では、「登記上の役員だから」「創

図表1 フル勤務でない家族役員・社員の例

	家族・親族の勤務例	確認事項
<input type="checkbox"/>	事業承継等により取締役を退任し、退職金の支給を受けた後も給与の支給を受けている前オーナー経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退任後の出社状況はどうか。</li> <li>●非常勤役員としての経営への参画の程度はどうか。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	監査役となっている妻や子など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会計監査業務や業務監査などを実際に行っているか。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	大学など就学のため一人暮らししている子	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取締役会への出席や業務執行が行われているか。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	結婚などのため遠方に引っ越した子	
<input type="checkbox"/>	高齢である父母など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用人である場合には具体的な労働の範囲が明確で、実際にその労働を行っているか。</li> <li>●取締役である場合には、取締役会への出席や業務執行が行われているか。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	アルバイトなど臨時的に業務を行った子	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な労働の範囲が明確で、実際にその労働を行っているか。</li> </ul>